

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年6月11日(2020.6.11)

【公表番号】特表2019-519479(P2019-519479A)

【公表日】令和1年7月11日(2019.7.11)

【年通号数】公開・登録公報2019-027

【出願番号】特願2018-555725(P2018-555725)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 P 27/02 (2006.01)

A 6 1 P 9/10 (2006.01)

A 6 1 P 25/02 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/4985 (2006.01)

A 6 1 K 31/403 (2006.01)

A 6 1 K 31/40 (2006.01)

A 6 1 K 31/522 (2006.01)

A 6 1 K 31/496 (2006.01)

A 6 1 K 31/513 (2006.01)

A 6 1 K 31/519 (2006.01)

A 6 1 K 31/4162 (2006.01)

A 6 1 P 27/06 (2006.01)

A 6 1 P 9/00 (2006.01)

A 6 1 K 38/26 (2006.01)

A 6 1 K 9/08 (2006.01)

A 6 1 K 9/107 (2006.01)

A 6 1 K 9/06 (2006.01)

A 6 1 K 9/10 (2006.01)

【 F I 】

A 6 1 K 45/00 Z N A

A 6 1 P 27/02

A 6 1 P 9/10

A 6 1 P 25/02 1 0 1

A 6 1 P 43/00 1 1 1

A 6 1 K 31/4985

A 6 1 K 31/403

A 6 1 K 31/40

A 6 1 K 31/522

A 6 1 K 31/496

A 6 1 K 31/513

A 6 1 K 31/519

A 6 1 K 31/4162

A 6 1 P 27/06

A 6 1 P 9/00

A 6 1 K 38/26

A 6 1 P 43/00 1 2 1

A 6 1 K 9/08

A 6 1 K 9/107

A 6 1 K 9/06

A 6 1 K 9/10

## 【手続補正書】

【提出日】令和2年4月23日(2020.4.23)

## 【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ジベプチジルペプチダーゼ - 4 阻害剤又はその薬学的に許容される塩を含む、網膜神経変性疾患の眼局所治療及び/又は予防に使用するための医薬。

【請求項2】

網膜ジベプチジルペプチダーゼ - 4 の阻害による、請求項1に記載の医薬。

【請求項3】

前記ジベプチジルペプチダーゼ - 4 阻害剤が、シタグリブチン、サキサグリブチン、ビルダグリブチン、リナグリブチン、アナグリブチン、テネリグリブチン、アログリブチン、トレラグリブチン、ゲミグリブチン、オマリグリブチン、その薬学的に許容される塩及びこれらの混合物からなる群から選択される、請求項1又は2に記載の医薬。

【請求項4】

前記網膜神経変性疾患が、糖尿病性網膜症(DR)、加齢黄斑変性、緑内障、及び網膜色素変性症からなる群から選択される、請求項1～3のいずれか1項に記載の医薬。

【請求項5】

前記網膜神経変性疾患が糖尿病性網膜症及び関連する微小血管障害である、請求項1～4のいずれか1項に記載の医薬。

【請求項6】

前記糖尿病性網膜症の初期段階の眼局所治療に使用される、請求項5に記載の医薬。

【請求項7】

有効量のジベプチジルペプチダーゼ - 4 阻害剤又はその薬学的若しくは獣医学的に許容される塩及びこれらの混合物を、局所的な薬学的又は獣医学的に許容される賦形剤及び/又は担体と共に含む、網膜神経変性疾患の眼局所治療及び/又は予防のための局所用医薬組成物又は獣医学的眼局所用組成物。

【請求項8】

有効量の哺乳動物グルカゴン様ペプチド - 1、リラグルチド、エキセナチド、リキシセナチド、又はその薬学的若しくは獣医学的に許容される塩及びこれらの混合物からなる群から選択される化合物を更に含む、請求項7に記載の局所用医薬組成物又は獣医学的眼局所用組成物。

【請求項9】

前記哺乳動物グルカゴン様ペプチド - 1 が、ヒトグルカゴン様ペプチド - 1 (7 - 37) (UniProt: P01275) 又はその薬学的若しくは獣医学的に許容される塩である、請求項8に記載の医薬組成物又は獣医学的眼局所用組成物。

【請求項10】

溶液、クリーム、ローション、軟膏、乳剤、及び懸濁剤からなる群から選択される、請求項7～9のいずれか1項に記載の局所用医薬組成物又は獣医学的眼局所用組成物。

【請求項11】

点眼液である、請求項7～10のいずれか1項に記載の局所用医薬組成物又は獣医学的眼局所用組成物。

【請求項12】

前記網膜神経変性疾患が、糖尿病性網膜症、加齢黄斑変性、緑内障、及び網膜色素変性

症からなる群から選択される、請求項 7 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の局所用医薬組成物又は獣医学的局所用組成物。

【請求項 13】

徐放性組成物である、請求項 7 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の局所用医薬組成物又は獣医学的眼局所用組成物。

【請求項 14】

前記糖尿病性網膜症の初期段階の眼局所治療及び / 又は予防に使用される、請求項 7 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の局所用医薬組成物又は獣医学的眼局所用組成物。

【請求項 15】

ジペプチジルペプチダーゼ - 4 阻害剤又はその薬学的もしくは獣医学的に許容される塩を、局所的な薬学的または獣医学的に許容される賦形剤及び / 又は担体と共に含む医薬又は獣医学的眼局所用組成物であって、 $20$ 、 $pH 4.5 \sim 9.0$ で $5.0 \times 10^{-4} Pa \cdot s \sim 300 Pa \cdot s$ の動粘度を有し、前記ジペプチジルペプチダーゼ - 4 阻害剤が組成物の最終体積に対して $5 mg / ml \sim 200 mg / ml$ の濃度である、組成物。

【請求項 16】

前記ジペプチジルペプチダーゼ - 4 阻害剤が、組成物の最終体積に対して $20 mg / ml \sim 200 mg / ml$ の濃度である、請求項 15 に記載の医薬又は獣医学的眼局所用組成物。